平成２４年（フ）第４９４号
さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号
１―1110
破産者　エムアールエム・イースト株式会社
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
岐阜県多治見市池田町４丁目127番地　コーポ小池Ⅱ―201、開始決定時の住所岐阜県多治見市美坂町８丁目15番地の３
破産者　器かとうこと　加藤　和春
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３２号
岐阜県土岐市泉が丘町５丁目118番地
破産者　水野　延江
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１１号
北海道新冠郡新冠町字東川189番地５
破産者　有限会社豊成建設
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
北海道日高郡新ひだか町静内本町２丁目１番１号
破産者　株式会社レグナム
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第２５２号
仙台市宮城野区燕沢３丁目14番６号
破産者　株式会社ピープロ
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２２号
栃木県大田原市加治屋95番地129　さくらハイツ大田原106号
破産者　成田　純三
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第５６号
新潟県加茂市大字中大谷614番地乙
破産者　田浦　熊雄
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第７２７号
名古屋市天白区植田２丁目203番地
破産者　合同会社三治
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０４号
名古屋市北区田幡２丁目13番16号
破産者　有限会社藤企画
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１００８号
名古屋市緑区鳴海町字母呂後34番地の１
破産者　有限会社ベンズ
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０２７号
名古屋市東区徳川町108番地
破産者　エーブランドカンパニー株式会社
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０３８号
愛知県春日井市若草通５丁目90番地
破産者　有限会社まつだ屋
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５号
三重県四日市市生桑町525―25、住民票上の住所三重県津市雲出伊倉津町525番地２
破産者　川北　　智
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１０８号
三重県四日市市楠町南五味塚785番地
破産者　小方美智子
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
三重県四日市市楠町南五味塚1116番地１
破産者　小方　美香
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１２４４号
大阪府摂津市鳥飼中２丁目４番23号
破産者　株式会社コーヨースチール
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４３４号
大阪市中央区難波５－１―60　なんばＣＩＴＹ本館Ｂ１、商業登記簿上の本店所在地大阪市西成区岸里３丁目７番１―608号
破産者　有限会社ミステイツク一九八四
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９０７号
大阪府東大阪市岩田町３丁目14番58号
破産者　株式会社きた時計
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２２４号
兵庫県尼崎市西立花町２丁目32番２号
破産者　株式会社松田組
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８１５号
大阪市生野区巽中３丁目８番２号
破産者　株式会社アスリートホーム販売
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０２０号
大阪市中央区内淡路町２丁目２番８号
破産者　有限会社モンプロ
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部